

日本国環境省とブラジル連邦共和国環境気候変動省との間の
意向表明書

日本国環境省（以下「MOE」という。）及びブラジル連邦共和国環境気候変動省（以下「MMA」という。）（以下「参加者」と総称する。）は、2025年3月25日にMOE及びMMAが署名した協力覚書の枠組み、並びに、2025年3月26日に日本国外務省（以下「MOFA」という。）、日本国農林水産省（以下「MAFF」という。）、ブラジル連邦共和国農業・畜産省（以下「MAPA」という。）及びブラジル連邦共和国農業開発・家族農業省（以下「MDA」という。）が署名した意向表明書に基づき、ブラジルにおける劣化牧野・農地の回復に関する協力を強化する意向を表明する。

この目的のため、MOE及びMMAは、MOFA、MAFF、MAPA及びMDAと共に、日本及びブラジルの官民パートナーが提供する土壤改良資材の利用を通じて、劣化牧野・農地の生産性及び持続可能性の両方を向上させることを目的とした協力プロジェクトの進展に取り組む。

本意向表明書は、いずれかの参加者が相手方に対し6ヶ月前の書面による通知をもって本意向表明書の適用停止の意思を通知しない限り、5年間継続する。本意向表明書は、追加決定により延長することができる。本意向表明書の適用停止は、本意向表明書に基づき招集され、かつ当該停止前に開始されたプロジェクト及び活動の期間に影響を及ぼさない。

本意向表明書は法的拘束力を持たず、参加者にいかなる法的権利又は義務も生じさせるものではない。計画されている全ての活動は、プロジェクト資金の利用可能性並びに日本及びブラジルの官民のパートナーからの支援を条件とし、本意向表明書に基づき実施される活動への資金提供は、参加者の予算状況に基づき、別途書面による合意を条件として行われる。参加者は、ポルトガル語及び英語の原本2部に署名する。

2025年11月21日、ブラジル・ベレンにて署名した。

日本国環境省

ブラジル連邦共和国環境気候変動省

石原 宏高
環境大臣

マリーナ・シルヴア
環境気候変動大臣

宛先：

日本国外務大臣
日本国農林水産大臣
ブラジル連邦共和国農業・畜産大臣
ブラジル連邦共和国農業開発・家族農業大臣

添付書類：

日本国外務省及び農林水産省とブラジル連邦共和国農業・畜産省及び農業開発・家族農業省との間の意向表明書